

# 令和6年度 高知市児童厚生員 募集案内

- 1 職務内容 本市の児童館・集会所における子ども会の指導【宿題等の学習支援・遊びの指導(創作活動・レクレーション等)行事の企画運営等】・研修会等への参加(高知市外への出張の場合も有) 子ども会用務(ワード・エクセルによる書類作成含む)・保護者、地域住民との連携 その他教育長が必要と認める業務。  
※対象は小・中学生
- 2 勤務地 高知市立児童館(朝倉・南横・西山・河ノ瀬・小石木・小高坂・一宮・介良・長浜) 又は集会所(宮寺・豊田・弘岡中) 以上12施設のいずれか
- 3 募集人数 若干名
- 4 身分 会計年度任用職員(パートタイム)
- 5 勤務条件等
- (1) 雇用期間 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで  
(勤務評価に基づき、1年を超えない範囲内で再度の雇用もあり得ます。)
- (2) 勤務時間 小学部の通常開設日(月～金)…12:45～18:30  
土曜日及び学校の長期休業中……8:30～14:15を標準とする1日5時間45分勤務  
※長期休業中とは春・夏・冬休みなど学校休業日の期間です。  
※行事や中学部の活動等に合わせて、上記の勤務時間を前後にシフトすることがあります。
- (3) 休日 週休2日制による週休日(日曜日を含む)及び祝日、年末年始(12月29日～1月3日)
- (4) 休暇制度 年次有給休暇10日以内(1年目の場合)  
その他の休暇として結婚、忌引、出産等の特別休暇(有給・無給)があります。
- (5) 報酬 高知市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例に基づき支給します。  
経験年数に応じて号給が加算される場合があります。  
※経験年数0年の場合の報酬予定額 月額 約127,000円 年額 約174万円
- (6) 手当等 6月・12月期末手当  
(令和6年度合計1.69月分支給。令和7年度以降も再度任用された場合は2.60月分を予定)  
命じられた時間外勤務の手当に相当する報酬・通勤手当に相当する費用弁償
- (7) 保険等 健康保険・厚生年金・雇用保険・公務災害補償(条例)あり
- (8) 服務規定 地方公務員法により次の服務規定が適用され、違反した場合は、懲戒処分(戒告、減給、停職又は免職)等の対象となります。  
・法令等及び上司の職務上の命令に従う義務  
・信用失墜行為の禁止 ・秘密を守る義務 ・職務に専念する義務  
・政治的行為の制限 ・争議行為等の禁止  
※営利企業への従事(兼業)等は報告が必要となります(面接でお聞きする場合があります。)
- 6 応募資格
- (1) 児童の健全育成に熱意があり、次のいずれかの一つに該当する者
- ① 都道府県知事の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設を卒業した者
  - ② 保育士の資格を有する者
  - ③ 社会福祉士の資格を有する者
  - ④ 学校教育法の規定による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第90条第2項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による12年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。)又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であって、2年以上児童福祉事業に従事したもの

- ⑤ 学校教育法の規定により、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格を有する者
- ⑥ 次のいずれかに該当する者であって、児童厚生施設の設置者(地方公共団体以外の者が設置する児童厚生施設であっては、都道府県知事)が適当と認めたもの
  - ・学校教育法の規定による大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
  - ・学校教育法の規定による大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程において優秀な成績で単位を修得したことにより、同法第 102 条第 2 項の規定により大学院への入学が認められた者
  - ・学校教育法の規定による大学院において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
  - ・外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
- ⑦ 5年以上児童福祉事業に従事した者であって、市長が適当と認めた者

(2) 勤務地(12施設)への通勤が可能である者

(3) 上記の応募資格を有する者であっても、次のいずれかの一つに該当する者は、受審できません。

- ① 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ② 地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- ③ 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、地方公務員法第 60 条から第 63 条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者
- ④ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

## 7 申込方法

市販の履歴書に写真を貼り付けていただき、資格のある方は資格を証明するもののコピーを、実務経験のある方は当該事業所の実務経験証明書の写しを添付の上、高知市たかじょう庁舎4階人権・こども支援課に持参してください。また、ハローワークを通じて応募される方は、発行される紹介状も合わせてお持ちください。

【郵送による申込】 電話連絡の上、上記の書類を人権・こども支援課まで郵送してください。(当日消印有効)

## 8 選考方法

下記の要領にて、随時選考を行います。

| 選考方法 | 日 時                   | 場 所                          |
|------|-----------------------|------------------------------|
| 面接   | 随時実施<br>※ 15分程度の面接を予定 | 高知市鷹匠町2丁目1-43<br>高知市たかじょう庁舎内 |

※ 面接会場「たかじょう庁舎」には駐車場がございませんので、最寄りの駐車場又は公共交通機関をご利用ください。

9 決定通知 選考の結果については、面接後1週間以内に通知します。

10 郵送・問合せ先 〒780-0862 高知市鷹匠町2丁目1-43 高知市たかじょう庁舎4階  
高知市教育委員会 人権・こども支援課 Tel: 088-855-3701